

議案第75号

大田原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月4日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市営住宅管理条例の一部を改正する条例

大田原市営住宅管理条例（平成9年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

大田原市野崎団地	大田原市下石上	木造平家建	3	3
		簡易耐火構造平家建	5	22

」

を

「

大田原市野崎団地	大田原市下石上	木造平家建	2	2
		簡易耐火構造平家建	5	22

」

に、

「

大田原市若草団地	大田原市若草1丁目	簡易耐火構造平家建	5	20
		中層耐火構造4階建	2	48

」

を

「

大田原市若草団地	大田原市若草1丁目	中層耐火構造4階建	2	48
----------	-----------	-----------	---	----

」

に、

「

大田原市野崎団地管理事務所	大田原市下石上	木造平家建
大田原市実取団地管理事務所	大田原市実取	鉄骨造平屋建

」

を

「

大田原市実取団地管理事務所	大田原市実取	鉄骨造平屋建
---------------	--------	--------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。